

入院患者のご家族・施設利用者のご家族各位

令和05年05月15日

新型コロナウイルスによる感染症流行に伴う制限について

令和02年初頭より私たちの生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルスの感染症でしたが、この度、感染症法の改正により分類が5類に変更となりました。これに伴い、入院患者・施設利用者の外泊外出・面会の制限を解除致します。

しかし、感染症自体が消滅したわけではありません。このため、地域の流行状況や厚生労働省・保健所など所轄官庁よりの通知・要請などにより急遽変更となることも予測されます。その際には、改めて皆様の御協力をお願い致します。

水口病院	病院長	青木治亮
介護老人保健施設 スキナヴィラ水口	施設長	渡邊信介
介護老人保健施設 スキナヴィラ甲賀	施設長	山形高志
特別養護老人ホーム 兆生園	施設長	谷口治之